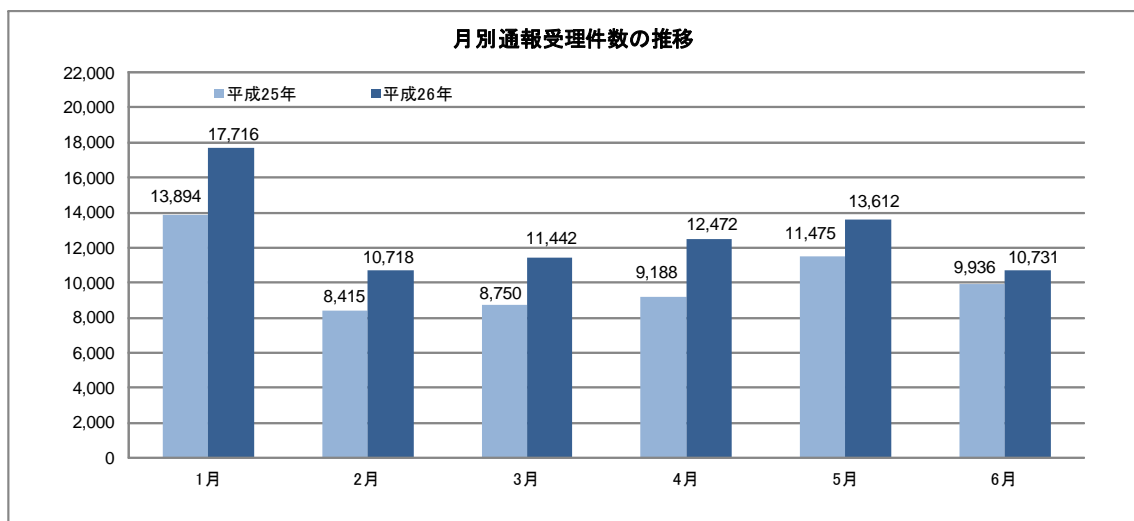
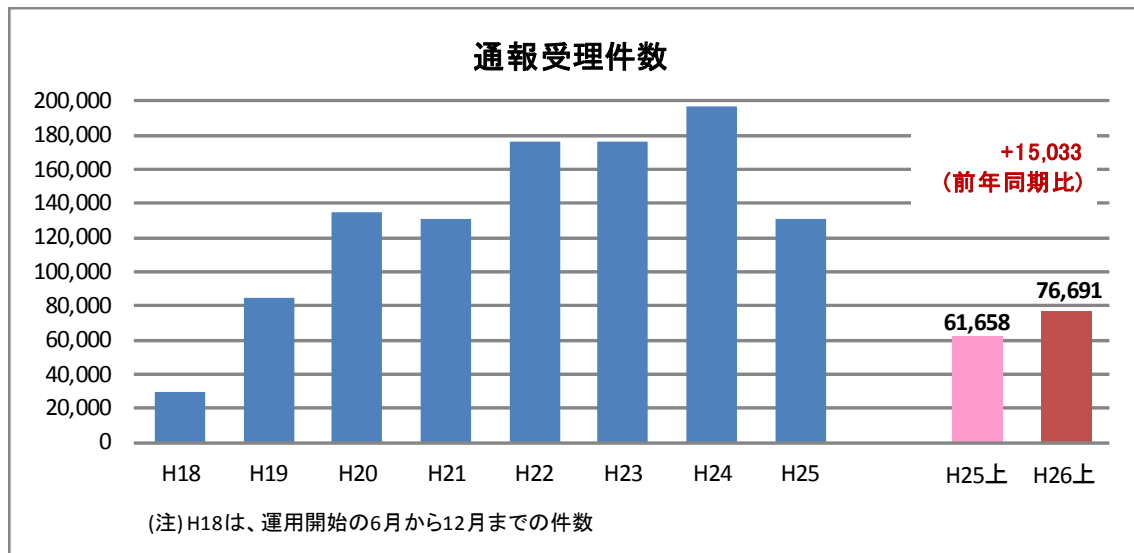


平成 26 年上半期のインターネット・ホットラインセンターの運用状況について

一般財団法人インターネット協会は、警察庁から業務委託を受け平成 18 年 6 月から「インターネット・ホットラインセンター」の運用を開始し、インターネット上の違法情報、有害情報の通報を受理して、違法情報、有害情報についてはプロバイダや電子掲示板の管理者等(以下「プロバイダ等」という。)に削除を依頼するとともに、違法情報については警察に通報を行って来ました。

1 受理した通報・・・総数 76,691 件

平成 26 年 1 月から 6 月までの 6 か月間で、76,691 件の通報を受理しました。

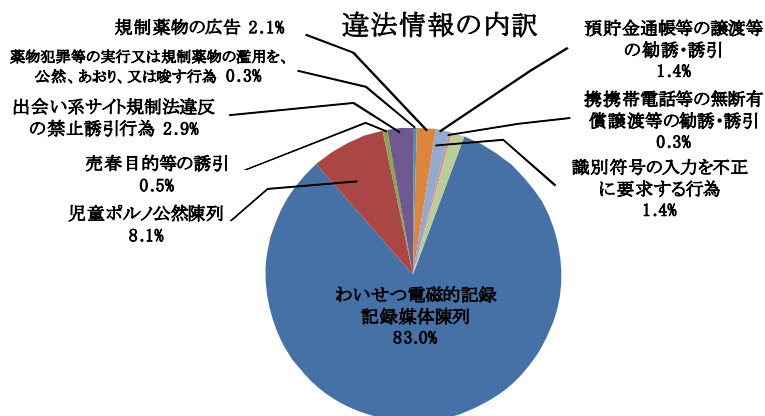


2 受理した通報の分析結果

受理した通報を、「[ホットライン運用ガイドライン](#)」に基づいて分析した結果は次のとおりです。

2-1 分析の結果、違法情報と判断した通報・・・総数 17,992 件

76,691 件の通報の分析結果総件数は 79,104 件となり、そのうちの 22.7%にあたる 17,992 件(前年同期比+3,978 件)を違法情報と判断しました。そのうちの 54.4%は海外案件でした。



違法情報	分析結果件数		
	国内	海外	合計
わいせつ電磁的記録記録媒体陳列	6,112	8,828	14,940
児童ポルノ公然陳列	783	669	1,452
売春目的等の誘引	73	20	93
出会い系サイト規制法違反の禁止誘引行為	510	7	517
薬物犯罪等の実行又は規制薬物の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為	40	19	59
規制薬物の広告	281	94	375
預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引	165	78	243
携帯電話等の無断有償譲渡等の勧誘・誘引	33	29	62
識別符号の入力を不正に要求する行為	199	51	250
不正アクセス行為を助長する行為	0	1	1
合計	8,196	9,796	17,992

※ 海外案件とは、サイト管理者等が不明又は外国に所在し、かつ外国に所在するサーバに蔵置されている場合をいいます。

※ 1 件の通報に複数の違法情報、有害情報が含まれている場合があるため、通報受理件数と分析結果総件数は一致しません。

2-2 分析の結果、公序良俗に反する情報(有害情報)と判断した通報・・・総数 2,180 件

分析結果総件数の 2.8%にあたる 2,180 件(前年同期比+346 件)は公序良俗に反する情報と判断しました。そのうちの 80.3%は海外案件でした。

公序良俗に反する情報(有害情報)	分析結果件数		
	国内	海外	合計
違法行為を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報	197	1,693	1,890
違法情報該当性が明らかであると判断することは困難であるが、その疑いが相当程度ある情報	203	57	260
人を自殺に誘引・勧誘する情報	29	1	30
合計	429	1,751	2,180

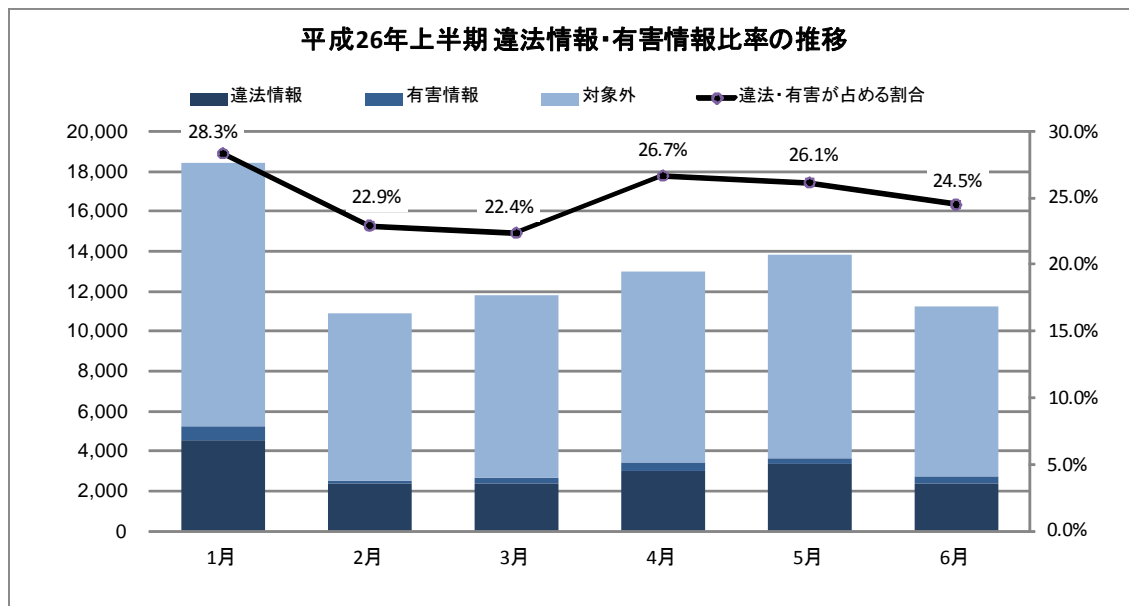
2-3 分析の結果、運用ガイドライン対象外と判断した通報・・・総数 58,932 件

分析結果総件数の 74.5%にあたる 58,932 件(前年同期比+11,620 件)は、ホットライン運用ガイドラインに規定された違法情報又は有害情報に該当せず、運用ガイドライン対象外となりました。このうち、人命保護や犯罪防止等の観点から関係機関等へ情報提供した件数は 4,892 件でした。

運用ガイドライン対象外	分析結果件数
名誉毀損、誹謗中傷	1,173
殺害予告、爆破予告など	1,355
知的財産侵害情報	4,675
上記には含まれない子供に不適切なサイト	21,618
いずれにも入らないもの	30,111
合計	58,932

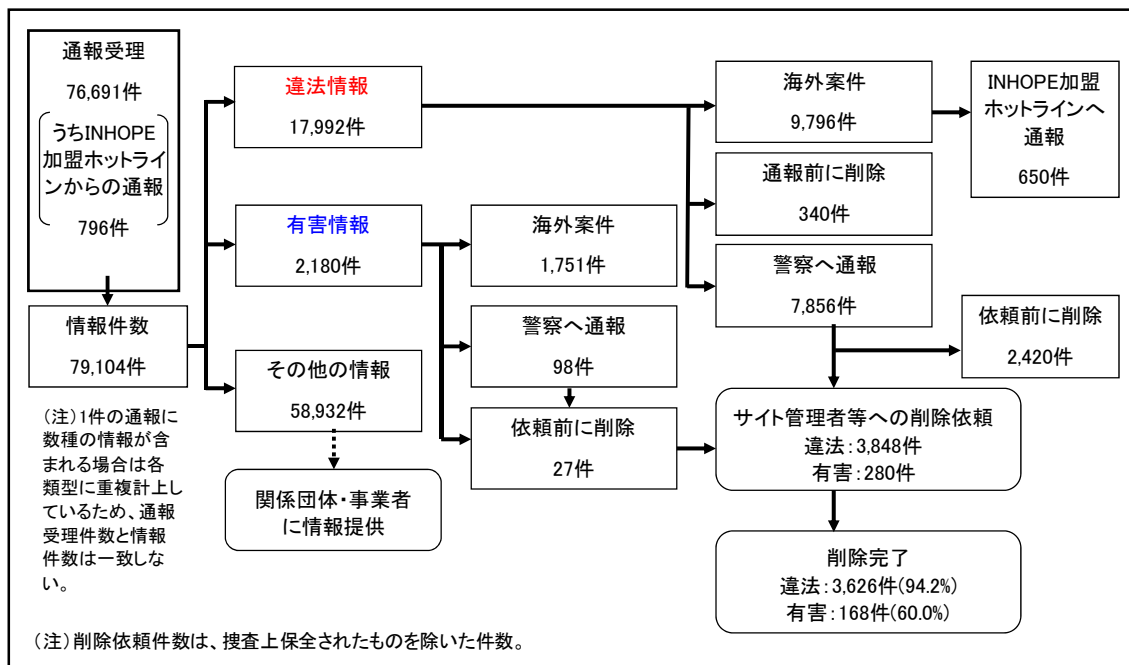
2-4 違法情報・公序良俗に反する情報(有害情報)の推移

下図は、運用ガイドラインに基づき分析した結果、違法情報及び公序良俗に反する情報(有害情報)に該当した件数の推移を示したものです。



3 通報処理状況

平成26年1月から6月までの6か月間で、分析結果に基づき処理した結果は次のとおりです。



※違法・有害情報に関する対応を依頼する相手方は、原則として「国内案件(サイト管理者等が日本国内に所在していると考えられる場合、又は日本国内のサーバに蔵置されている案件)」に限られます。

3-1 違法情報と判断した通報の処理結果

違法情報に該当すると判断した 17,992 件の通報のうち国内案件は 8,196 件で、そのうち 7,856 件(警察庁へ通報する前に削除されたものを除く)を警察庁へ通報し、3,848 件(捜査上保全されたものやプロバイダ等へ削除依頼を行う前に削除されたものを除く)についてプロバイダ等に対して削除を依頼しました。その結果、3,626 件(94.2%)が削除に至りました。

違法情報	処理結果件数			
	通報前に削除	警察庁へ通報	削除依頼	削除完了
わいせつ電磁的記録記録媒体陳列	175	5,937	2,977	2,944
児童ポルノ公然陳列	92	691	203	198
売春目的等の誘引	1	72	47	44
出会い系サイト規制法違反の禁止誘引行為	0	510	232	229
薬物犯罪等の実行又は規制薬物の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為	0	40	24	13
規制薬物の広告	7	274	204	92
預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引	6	159	131	77
携帯電話等の無断有償譲渡等の勧誘・誘引	1	32	22	21
識別符号の入力を不正に要求する行為	58	141	8	8
不正アクセス行為を助長する行為	0	0	0	0
合計	340	7,856	3,848	3,626

3-2 公序良俗に反する情報(有害情報)と判断した通報の処理結果

公序良俗に反する情報(有害情報)に該当すると判断した 2,180 件の通報のうち国内案件は 429 件で、そのうち 98 件を警察庁へ通報し、280 件(捜査上保全されたもの、プロバイダ等へ対応依頼を行う前に削除されたものを除く)についてプロバイダ等に対して利用規約に基づく対応を依頼しました。その結果、168 件(60.0%)が削除に至りました。

公序良俗に反する情報(有害情報)	処理結果件数			
	警察庁へ通報	依頼前に削除	対応依頼	削除完了
違法行為を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報	61	10	113	72
違法情報該当性が明らかであると判断することは困難であるが、その疑いが相当程度ある情報	37	16	139	83
人を自殺に誘引・勧誘する情報	0	1	28	13
合計	98	27	280	168

4 諸外国のホットラインとの連携

平成 19 年 3 月に、諸外国におけるホットライン相互間の連絡組織である INHOPE (International Association of Internet Hotlines) に加盟し、諸外国のホットラインと連携した違法情報への対応を推進しています。平成 26 年上半期は、海外ホットラインへ 650 件の通報を行うとともに、海外ホットラインから 796 件の通報を受理して、警察への通報や国内のプロバイダ等へ削除を依頼しました。

4-1 海外ホットラインへの通報件数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	上半期 合計
児童ポルノ公然陳列	156	56	182	48	120	88	650

4-1-1 海外ホットライン通報先

国名	計
アメリカ	460
オランダ	57
ロシア	50
フランス	30
カナダ	21
韓国	15
台湾	5
ドイツ	5
アイルランド	2
タイ	1
ルクセンブルク	1
チェコ	1
スペイン	1
オーストラリア	1
合計	650

4-2 海外ホットラインからの通報受理件数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	上半期 合計
通報受理件数	148	143	139	115	101	150	796

4-2-1 海外ホットラインからの通報分析結果

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	上半期 合計
わいせつ電磁的記録記録媒体陳列	32	33	41	42	22	50	220
児童ポルノ公然陳列	65	67	68	64	47	74	385
合計	97	100	109	106	69	124	605

4-2-2 海外ホットライン通報元

国名	計
オーストラリア	318
イギリス	133
カナダ	83
アメリカ	73
スペイン	44
ドイツ	31
フィンランド	23
オーストリア	16
オランダ	13
ロシア	10
台湾	9
ポーランド	9
デンマーク	9
フランス	8
チェコ	4
ハンガリー	3
ラトビア	2
イタリア	2
アイルランド	2
エストニア	1
南アフリカ	1
トルコ	1
スロベニア	1
合計	796

以上